

祝

2016年9月 一橋大学博士号(経営法)取得

浅川哲郎さん(取得時53歳)

【論文テーマ】米国における相続税の歴史的考察

日本で浸透したシャウプ勧告の哲学が、本国で受け入れられなかった理由

■相続税が1年だけ廃止になる米国の不思議

浅川哲郎さんは、30代で米・コロンビア大学に留学し、経営学を学んだ。修了後もニューヨークやロサンゼルスで会計事務所勤務で、日米の税制の違いに興味を持った。帰国後、コンサルティング業と並行して、九州大学大学院にて会計学の博士号を取得。さらに、マネジメントシステムに法律が与える影響を知るため、その前段階として日米の税法の違いを研究し、2つ目の博士号取得となった。

きっかけは、日本の相続税にあたる米国の遺産税が、2010年の1年だけ廃止になったこと。税額の増減ではなく廃止、しかも次の年からはまた復活する。日本人の多くは不思議に思うだろう。「税制ってそんなにコロコロ変わっていくの?」「日本よりも貧富の格差が大きい米国で、相続税を取らないと格差は広がるんじゃないか?」

日米の税制の違いは、国民の税金に対する観念や課税哲学が違うことによる。違いが特に顕著な相続税に焦点を当てて解き明かしたのが本研究だ。

■米国から来たシャウプ勧告が日本の道徳に

昨年、節税目的でタックスヘイブンを利用する企業や資産家の名前が載った「パナマ文書」が世の中を騒がした。日本では、そのリストに名前が載っているだけで、違法行為ではなくとも恥ずべきことのように捉えられた。一方米国では、ルールに則っている限り問題はないとする見方が多い。

「日本の税制は第二次大戦後のシャウプ勧告に基づいています。シャウプ博士の他にも、ノーベル賞

受賞者らを含む米国屈指の優秀な使節団が、米国の税制の問題点だった累進課税を強化し高い相続税で富の再配分を図る、当時の理想とする税制を持ち込んだのです。シャウプ勧告の理念と哲学が、ある意味日本の道徳として刻まれた結果、相続税もおおむね納得を得られ大きなブレはないのです」

米国で生まれたシャウプの理念は、なぜ本国では受け入れられなかったのだろうか。

■アメリカンドリームへの公平とは

「米国の原点は、移民としてやって来てアメリカンドリームをめざす国です。遺産税の対象となる資産は数億円以上と限られた人ですが、自分や子孫が成功して稼いだ資産を税金として取られたくないと、楽観的に考える国民性のようなのです。経済学的には、所得税や法人税は政府の歳出の反映であると言

えますが、人の死は歳出とは無関係で、人それぞれ死ぬ時期も違うのに、それに課税するのは不公平だ」という理論もあります。公平の考え方もいろいろで、私は、戦前の家督相続制度で、責任を引き継ぐ子供が他の子供より税制上優遇されたのは、むしろ合理的ではないかと評価しています」

浅川さんは九州産業大学の教授も務める。日本人は比較的従順に納税するが、歳出として正しく使われているかというチェックや議論はもっとされるべきで、研究がその一助になればという。また、一般企業にとっても、税金が企業活動に与える影響は大きく、特に海外展開を考える企業には、会計やコンサルティングの立場で関わっていく中で、また行政などを通じて支援ができればと考えている。

■トランプ政権でまた変わりそうな米国の税制

アメリカ合衆国大統領にドナルド・トランプが就任した。多くの政策において、オバマ政権の8年間とは違う方向にかじを切りそうだ。

「オバマケアで国民皆保険制度を導入したように、政府が社会福祉を充実させれば、所得税や相続税を高くせざるをえないわけです。トランプは、オバマケアの見直しを表明しており、医療保険の削減がなされ、歳出が低減する場合は、再度、相続税の抜本的な改正が検討される可能性が高くなります。

私が日本の将来に関して心配なのは、日本人留学生の少なさです。私が留学した20数年前と比べて、随分減った印象があります。いま博士号に挑戦中の方も含め、皆さん頑張ってください!」



論文を書くことは苦ではないが、九州から東京へ6年間月に2回通うのは大変だった。財団の支援は助かったという。